

アスリート委員会規程

一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟（以下「当連盟」という）の、アスリート委員会（以下、「委員会」という）について定める。

2 委員会は、当連盟定款第42条1項に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、パラアーチェリー競技に関連するあらゆる事案について、当連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、当連盟の意思決定機関に反映するとともに、パラアスリートの育成並びにパラアーチェリー競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申または報告する。

- (1) アンチドーピング及びクラス分けの教育や啓発に関すること
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること
- (4) 育成選手のサポート環境の整備・改善に関すること
- (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
- (7) 選手のモラルの向上とインテグリティ教育や啓発に関すること
- (8) パラアーチェリー競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (9) 連盟主催事業に協力しパラアーチャー競技の普及発展に寄与すること
- (10) JPC アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (11) その他、選手に直接関すること

(構成)

第4条 役員会の構成は、次のとおりとする。

委員長1名 副委員長1名～2名 委員8名以内とする。

2 委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 副委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 委員の選出方法は、別途定める。

(委員の資格)

第5条

委員会の委員は、本連盟の登録者で、かつ、競技キャリアの中で、競技上の不正行為（ドーピング・クラス分けに関する違反含む）を行っておらず、かつ、競技者等行動規範を遵守している者とする。（ただし外部有識者を除く）

(任期)

第6条 委員長、副委員長並びに委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまではその職務を行う。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。

2 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。

3 代表理事（会長）、専務理事、常務理事及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第9条 委員会の決議は、委員の過半数（委任状含む）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(活動計画等)

第10条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとするものとし、理事会の承認を得なければならない。

2 委員会の活動（会議を含む）に当たっては、当連盟で定める規程により旅費を支給する。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、事務局が行う。

附則

1. この規程の改廃は、理事会の決議による。
2. この規程は、2021年12月31日から施行する